

令和5年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（栃木県よろず支援拠点）
コーディネーター公募要領

公益財団法人栃木県産業振興センター（以下、「当センター」という。）では、令和5年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（栃木県よろず支援拠点）の実施にあたり、中小企業・小規模事業者等を支援するコーディネーターを以下により募集します。

1. 事業の目的

地域の支援機関（※）と連携しながら中小企業・小規模事業者が抱える売上拡大や資金繰り等の経営課題に対して、ワンストップで対応する「よろず支援拠点」を設置し、中小企業・小規模事業者の活性化を図ります。併せて、成長を志向する企業への伴走支援を行います。

また、本事業を通じて、地域の支援機関の特徴等を把握し、支援機関・専門家等と連携体制を強化するとともに、支援機関に支援モデル・ノウハウ等を浸透させ、支援機関の能力向上を図ります。

※「支援機関」とは認定経営革新等支援機関、商工会議所・商工会、税理士、金融機関及び地域プラットフォーム等を指す。

2. コーディネーター業務内容

事業実施地域は、原則として栃木県内とします。また、支援対象者は原則として栃木県において事業を行う中小企業・小規模事業者、NPO法人・一般社団法人・社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定の方とします。

(1) 窓口相談

①経営革新支援

他の支援機関では十分に解決できない売上拡大等の経営相談に応じ、中小企業・小規模事業者の課題を分析し、課題の指摘や助言に留まらない具体的な解決策を提示するとともに、フォローアップを実施します。

②経営改善支援

他の支援機関では十分に解決できない資金繰り改善や事業再生等に関する経営改善のための経営相談に応じ、中小企業・小規模事業者の課題を分析し、課題の指摘や助言に留まらない具体的な解決策を提示するとともに、フォローアップを実施します。

③ワンストップサービス

相談内容に応じて、適切な支援機関・専門家等につなぎます。また、国や自治体の支援策を熟知した上で、活用を促すとともに支援対策の担当者につなぎます。さらに、つないだ支援機関・専門家・支援施策の担当者を通じフォローアップを実施します。

④その他業務

当センターが中小企業・小規模事業者支援等に必要と認める業務を実施します。

(2) 成長志向企業伴走支援

①伴走支援

成長を志向する企業へのヒアリングを通して作成する支援計画に基づき、伴走支援を実施します。

②課題解決

支援にあたって、よろず支援拠点で解決できる課題はよろず支援拠点で解決し、専門的な課題であり、民間支援機関等につなぐことが適切と考えられる場合には、つなぎを行います。課題解決がなされれば、再度新たな課題の整理・明確化を行います。

民間支援機関へのつなぎにおいては、中小企業庁が定めるルールを遵守し、透明性の確保を図ります。

③連携支援機関リストの作成

公的支援機関や民間支援機関について、認定経営革新等支援機関や地域プラットフォームのリスト、カルテシステムにおけるリスト等も活用しながら、一定の基準を設けた上で整理を行い、連携支援機関リストを作成します。

④その他業務

当センターが中小企業・小規模事業者支援等に必要と認める業務を実施します。

※（１）、（２）どちらかの業務に従事していただきます。従事業務については、結果連絡の際に併せて通知します。

3. 契約条件等

項目	内容
(1) 契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
(2) 勤務日数	週1～2日程度 ※出勤日数については別途、個別に調整します。
(3) 勤務時間	原則8時30分～17時15分（休憩12時00分～13時00分）
(4) 勤務場所	（公財）栃木県産業振興センター、サテライト拠点（栃木県内）
(5) 報酬	月額25,000円（消費税及び地方消費税別途加算）
(6) 旅費	（公財）栃木県産業振興センターの規程による

※当センターが令和5年度の「よろず支援拠点」実施機関として国から採択された場合に採用となります。

4. 応募資格

- (1) 相談者の本質的な経営課題を把握し、専門性の高い経営アドバイス及び具体的な課題解決策の提案ができること。
- (2) 下記のいずれかの分野における専門的な知見を有すること
経営改善、事業計画策定、販路開拓、事業承継、創業、IT活用、WEB・SNS活用

5. 応募に当たっての注意事項

- (1) 本事業による支援によって得られたすべての成果は、原則として支援を受けた中小企業・小規模事業者等に帰属します。
- (2) 本事業により知り得た支援を受けた中小企業・小規模事業者等の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはなりません。本事業の終了後も同様とします。
- (3) 次に掲げる項目のいずれかに該当するときは、採用を取り消すことができるものとします。
 - ・本事業の目的又は内容から逸脱した行為を行ったと認められる場合

- ・応募申請内容に虚偽があることが判明した場合
- ・法令等に違反する行為を取ったと認められる場合
- ・社会的信用を失墜する行為を取った場合
- ・心身に著しい障害があるため、業務に耐えられないと認める場合
- ・その他、本事業のコーディネーターとして不適格と認める場合

6. 選定方法

当センターが、応募に必要な能力・要件を満たしているか、コーディネーターとして相応しいかという基準で判断します。コーディネーターとして適正であると判断された方について、関東経済産業局に事前協議書を提出し、同局の合意を得た上で、決定します。

7. 採用者数

若干名

8. 応募要領

(1) スケジュール

- ①募集開始 令和5年3月6日（月）
- ②募集締切 令和5年3月15日（水）（17時必着）
- ③書類審査 令和5年3月17日（金）までに結果通知
- ④面接審査 令和5年3月下旬（書類審査を通過した方のうち、必要に応じて実施）
- ⑤結果連絡 令和5年3月下旬

(2) 応募方法

次の提出書類を一つの封筒に入れ、提出期限までに提出先（9. 提出先・問い合わせ先参照）へ郵送または持参してください。

(提出書類)

- ① 栃木県よろず支援拠点コーディネーター応募申込書 1部（様式1）
- ② 履歴書 1部（任意様式・写真貼付）
- ③ 職務経歴書 1部（任意様式）
- ④ 暴力団排除に関する誓約書 1部（様式2）

※提出された応募書類及び添付書類は返却しません。

(3) 審査結果の通知

採用・不採用の結果については、書面で通知します。

採用・不採用の理由に関する問い合わせについては、回答しかねるためご了承ください。

9. 提出先・問い合わせ先

〒321-3226 栃木県宇都宮市ゆいの杜1-5-40 とちぎ産業創造プラザ内
 公益財団法人栃木県産業振興センター 経営支援部 総合相談グループ 担当：相馬
 電話：028-670-2607
 E-mail:shien@tochigi-iin.or.jp